

## 事故等発生状況報告書の提出徹底と事故発生（再発）防止について

旭川市福祉保険部指導監査課

事故等発生状況報告書の提出について、集団指導等においても、報告の範囲等を周知をしていますが、事業所等において報告書の提出が必要となる事故が発生しているにも関わらず、報告書の提出をされていない事業所等もあります。

運営指導等で報告書の提出がされていないことが判明した場合は、指導の対象としていますが、事業所等においても、「旭川市社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領」を改めて御確認いただき、報告書の提出が必要とされている事故については、速やかに報告するようお願いいたします。

### ○事故等発生状況報告書受理件数の推移

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
報告数	979 件	1,045 件	916 件	899 件	784 件(※)

※令和 4 年度は、令和 5 年 1 月末時点の集計結果を記載しています。

今年度の事故発生件数は前年度と比較すると、同等の件数になることが予測されます。事業所等においては、引き続き事故の発生防止に努めてください。

### ○令和 4 年度受理分の事故の概要

区分		件数	構成比	
事業所・ 役職員関係	不適切な会計処理	0	0.0%	
	不法行為等	1	0.1%	
利用者 処遇に 関する もの	虐待等	3	0.4%	
	無断外出等	21	2.7%	
	サービス 利用中 の事故	骨折	261	33.3%
		打撲	25	3.2%
		裂傷等	55	7.0%
		<b>誤薬</b>	<b>355</b>	<b>45.4%</b>
		誤飲等	5	0.6%
		誤嚥	11	1.4%
その他		47	5.9%	
計	784	100.00%		

※令和 4 年 4 月から令和 5 年 1 月末受理件数

令和4年度に受理した事故等発生状況報告書では、「誤薬」が特に多くなっています。中でも「誤薬」については、例年旭川市で受理している報告の半数程度を占めています。

事業所等で薬を取り扱う場合は、平成26年10月1日付けで厚生労働省から発出されている「老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について」を参考に、薬の管理や使用方法について、適切に取り扱っていただきますようお願いいたします。

## ○事故が発生した場合

事故が発生した場合には、「市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等への連絡をするとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録しなければならない。」ことになっています。

しかしながら、利用者の家族への連絡や事故発生後の対応が不十分であったために、市へ相談や苦情が寄せられる例も複数生じています。

事業所等においては、利用者の家族に対しても真摯な対応、丁寧な説明をするとともに、事故が発生した場合の対応について、研修などを通じて職員が日ごろから適切に対応できるよう心がけてください。

また、同一の事業所等において短期間で同じような事故が発生している例もあることから、しっかりと原因分析を行い、より実効性の高い再発防止策の検討をしていただくようお願いいたします。

## ○事故等発生状況報告書の記載方法について

令和3年7月1日付けで「事故等発生状況報告書」及び「報告事務取扱要領」が改正となりました。報告事務取扱要領にある報告が必要な事故等が発生した場合は改正後の事故等発生状況報告書に必要な事項を記載の上、指導監査課へ提出をお願いします。記載方法については、次ページの「記載にあたっての留意事項」を参考に記載するようにしてください。

なお、今回の改正に伴う主な改正点としては、報告範囲等のうち、重大な事故の報告期限が変更となっています。改めて「旭川市社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領」を御確認ください。

※改正前の「事故等発生状況報告書」での提出は受理できません。改正後の「事故等発生状況報告書」については、旭川市指導監査課のホームページに掲載していますので御確認の上、使用してください。

[ホーム](#)>[事業者向け](#)>[健康・福祉・子育て・学校](#)>[高齢者・介護保険](#)>[申請・届出](#)  
>[その他（事故発生時の報告、行政処分）](#)

～「旭川市社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領」より抜粋～

### 3 報告の範囲等

社会福祉施設等の事業者は、次の各号に掲げる事故等が発生したときは、当該各号に定める期限までに市長に対して報告しなければならない。なお、サービス提供中の事故については、送迎又は通院等の対応期間を含み、事業者の過失の有無を問わないものとする。

(1) 次のアからクまでのいずれかに掲げる事故等 **（事故等発生後又は発覚後5日以内）**

- ア 入所者等の死亡事故
- イ 役員及び職員の不法行為（預り金着服・横領等）
- ウ 入所者等に対する虐待（疑いを含む。）
- エ 入所者等の不法行為
- オ 入所者等の失踪又は行方不明であって捜索願を出したもの
- カ 火災であって消防機関に出動を要請したもの
- キ その他の事項（入所者等の間での傷害事案等）
- ク アからキ以外の事項で報道機関等に報道された事案又は報道される可能性のある事案

(2) 上記(1)以外の事故等（事故等発生後又は発覚後30日以内）

- ア 入所者等の骨折、打撲又は裂傷等で、医療機関への入院又は継続した通院を要したものの
- イ 入所者等の誤薬（※）
- ウ 入所者等の誤飲、誤食又は誤嚥（軽微な場合を除く）
- エ 入所者等の無断外出（見つかった場合に限る。）
- オ 入所者等が病気により死亡した場合で、死因等に疑義があるなどの理由により警察機関の調査が入ったもの（事件性が無いと判断されたものも含む）
- カ 入所者等の交通事故等その他報告が必要と認められるもの

※(2)イに規定する「入所者等の誤薬」については、他の利用者等の薬を誤って服用させた場合や重症化した場合のみではなく、落ちていた薬を発見したなど必ずしも事業所等の責めに帰さない場合についても報告をしてください。

記載にあたっての留意事項

事故等発生状況報告書 (事業者→旭川市)

※旭川市社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領3の(1)に該当する事故の第1報は、少なくとも1から6までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること
※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

第1報 第 報 最終報告

提出日: 令和 年 月 日

1事故状況: 事故状況の程度 (受診, 入院, 死亡, その他), 死亡に至った場合 (死亡年月日)
2事業所の概要: 法人名, 事業所(施設)名, サービス種別, 所在地
3対象者: 氏名・年齢・性別, サービス提供開始日, 住所, 身体状況 (要介護度, 障害支援区分, 認知症高齢者日常生活自立度)
4事故の概要: 発生日時, 発生場所, 事故の種類, 発生時状況・事故内容の詳細, その他特記すべき事項
5事故発生時の対応: 発生の対応, 受診方法, 受診先, 診断名, 診断内容, 検査・処置等の概要

事故がどのように発生したかなど、事故の概要を記載してください。
事故の原因や防止策は下記に記載欄はありますが、内容が一部重複しても構いません。

事故発生から事故報告書記載時点まで、どのような対応をしたか記載してください。

6 事故発生後の状況	利用者の状況	<b>事故等の被害者等の状況を記載してください。</b>						
	家族等への報告	報告した家族等の続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子、子の配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
		報告年月日	令和		年		月	
	連絡した関係機関(連絡した場合のみ)	<input type="checkbox"/> 他の自治体 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 自治体名 ( )    警察署名 ( )    名称 ( )						
本人、家族、関係先等への追加対応予定								
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)		<b>事故が発生した原因について分析、検討した結果を記載してください。</b>						
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)		(できるだけ具体的に記載すること)  <b>今後どのような対策を行って、再発防止に努めるのか、具体的かつ実行性のある対策を記載してください。</b>						
9 その他 特記すべき事項								

※重大な事故の場合については、

- 1 入所者等のケアプラン、支援計画及びアセスメント表等入所者等の状況がわかるもの
- 2 事故発生時の現場見取り図
- 3 法人内部及び施設等において事故の対応を協議した会議録
- 4 食事に関する事故等については入所者等の栄養計画を添付すること。

旭川市使用欄 (事業者の記載は不要)	事故の種類	事業所 役員関係	不適切な会計処理	A1	
			不法行為等	A2	
		利用者 処遇に 関する もの	サービス 利用中の 事故等	虐待等	B1
				無断外出等	B2
			骨折	部位	C1
				打撲	C2
				部位	
				裂傷等	C3
				部位	
				誤薬	C4
				誤飲誤食	C5
			誤嚥	C6	
		重症化			
		その他	C7		
他害・自傷・自殺等					
その他					

## ○事故等発生状況報告書の電子申請について

令和4年11月1日付けで、事故報告書の提出方法を、旭川市電子申請システム（LoGo フォーム）による電子申請にて提出を受け付ける（**重大事故を除く**）ことにいたしました。事故が発生した場合に、従来通り旭川市指定の様式を使用し、作成いただいた事故報告書を電子申請フォームより提出することができます。詳細は旭川市指導監査課のホームページに掲載していますので御確認の上、活用してください。

[ホーム](#)>[事業者向け](#)>[健康・福祉・子育て・学校](#)>[高齢者・介護保険](#)>[申請・届出](#)  
>[その他（事故発生時の報告, 行政処分）](#)